

# 建設・解体・土木工事の際は、特定建設作業の届出が必要な場合があります。

## 1. 根拠法令

### I 騒音規制法第14条、振動規制法第14条（特定建設作業の実施の届出）

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

### II 届出事項（特定建設作業実施届出書※）

※届出様式及び記載例は下記環境政策課ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/1864.html#r3>)

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（元請負業者）
- ② 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- ③ 特定建設作業の場所及び実施の期間
- ④ 騒音の防止の方法
- ⑤ その他環境省令で定める事項

### III 添付資料（必須）

- ① 作業現場の付近見取図
- ② 特定建設作業の工程が明示している工事の工程表

### IV 届出先

環境政策課に2部（正本とその写し）提出してください。

### V 罰則

届出義務の違反者は、法第31条の規定により、3万円以下の罰金に処せられます。

## 2. 届出が必要な地域

騒音規制法、振動規制法に基づき、都市計画法の用途地域に準じて長崎市長が指定した地域が対象になります。香焼地区を除く旧町地区（琴海、外海、三和、野母崎、伊王島地区及び高島地区）については別途指定されています。図面は下記URLから参照できます。

旧長崎市：（ながさきマップで用途地域を検索）：<https://www.sonicweb-asp.jp/nagasakiicity/>

旧町：<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/3091.pdf>

## 3. 特定建設作業にかかる規制

規制区域	規制値 (敷地境界)	夜間または深夜作業（行 なってはならない時間）	1日の 作業時間	作業期間	日曜・その 他の休日
第1号区域	騒音85dB (A) 振動75dB	午後7時～午前7時	10時間	6日を超 えないこと	作業が行わ れないこと
第2号区域		午後10時～午前6時	14時間		

第2号区域：騒音工業地域、工業専用地域 振動工業地域

第1号区域：騒音第2号区域を除く用途地域 振動第2号区域を除く用途地域及び工業地域内にある学校、保育所、病院・診療所（入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲約80mの区域

## 4. 届出が必要な建設作業

建設作業の種類		騒音	振動	備考
くい打ち機等を使用する作業	打撃工法	もんけん(人力によるもの)	×	×
		ディールパイルハンマー	○	○
		気動ハンマー(スチーム)	○	○
		油圧ハンマー(ディーゼル)	○	○
		ドロップハンマー	○	○
		エアーハンマー	○	○
		パイルエキストラ(引抜き)	○	○
	振動工法		バイプロハンマー	○ ○
	圧入工法	パイルドライバ	×	×
		サイレントバイラー	×	×
		パイルマスター	×	×
	プレボーリング工法 セメントミルク工法 中堀工法	アースオーガー併用	×	×
			×	×
			×	×
			×	×
びょう打機を使用する作業	ジェット工法		×	×
	ベノト工法(オールケーシング工法)		×	×
	アースドリル工法		×	×
	リバースサーキュレーション工法		×	×
さく岩機等を使用する作業	リベッティングハンマー		○	×
	インパクトレンチ		×	×
	油圧式レンチ		×	×
	電動レンチ		×	×
さく岩機等を使用する作業	ブレーカー	大型ブレーカー	○	○
		アイアンブレーカー	○	○
		ハンドブレーカー	○	×
		ピックハンマー	○	×
		電動ピック	○	×
	さく孔機を主とするさく岩機	ジャックハンマー	○	×
		レッグドリル(レッグハンマー)	○	×
		ストーパ	○	×
		ドリフタ	○	×
		ワゴンドリル	○	×
		クローラドリル	○	×
		コンクリートカッター	×	×
掘削機を使用する作業	ニプラ		×	×
	ペンチャー		×	×
	バックホウで定格出力 80kW 以上		○	×
	トラクターショベルで定格出力 70kW 以上		○	×
空気圧縮機を使用する作業	ブルドーザで定格出力 40kW 以上		○	×
	その他(ユンボ、パワーショベル等)		×	×
	電動機以外の原動機の定格出力が 15kW 以上		○	×
	電動機を使用するもの		×	×
コンクリートプラント等を設けて行う作業	混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上		○	×
	アスファルトプラント(混練容量 200kg 以上)		○	×
	モルタルを製造するもの		×	×
解体、破壊作業	鋼球を使用して行う作業		×	○
舗装盤破碎機を使用する作業	ドロップハンマー車等		×	○
1 日で終わる特定建設作業の届出は不要です。ただし、数日間隔で 1 日ずつ作業を行う場合は連続作業とみなし規制の対象となります。				※に同じ

※作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る

国土交通省の定める低騒音型建設機械として指定されたものを除く

さく岩機の動力として使用するものを除く

当該工事のため一時的に作業現場に設置されるものに限る

※正副2部提出してください。



様式第9  
長崎市長様

特定建設作業実施届出書

年月日

作業開始の7日前までに届出

元請負名を記

住所 長崎市〇〇町〇〇-〇〇

届出者 氏名 ○○建設株式会社

代表取締役 ○〇〇〇

電話番号 095-〇〇〇-〇〇〇〇

特定建設作業を実施するので、騒音（振動）規制法第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	○○建設工事		
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	RC造〇階建		
特定建設作業の種類	さく岩機・くい打ちくい抜き機・空気圧縮機等を使用する作業		
特定建設作業に使用される騒音（振動）規制法施工令別表第2に規制する機械名称、型式及び仕様	名 称	型 式	仕 様
	さく岩機	○○社製 〇〇-〇〇	〇〇m <sup>3</sup>
			メーカー・型番を記入
特定建設作業の場所	長崎市〇〇町〇〇-〇〇		
特定建設作業の実施期間	自 〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇日間		
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日
	〇〇:〇〇	〇〇:〇〇	日曜日とその他 休日を除く
騒音（振動）の防止の方法	低騒音型機械の使用、必要に応じて防音シートを設置		
発注者の氏名又は名称及び住並びに法人にあってはその代者の氏名	長崎市〇〇町-〇〇 株式会社〇〇不動産 代表取締役社長 ○〇〇〇 電話 095-800-0000		
届出者の現場責任者の氏名及連絡場所	○○建設株式会社 ○〇〇〇 095-〇〇〇-〇〇〇〇 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の名又は名称及び住所並びに法にあってはその代表者の氏名	長崎市〇〇町-〇〇 ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○〇〇〇		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇〇〇 090-0000-0000		
※受理年月日			
※審査結果			

添付書類は、「工程表」と場所が分かる「見取図」です。

- 備考1 この届出書は、騒音（振動）規制法施行例別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 特定建設作業の種類の欄には、騒音（振動）規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
  - 3 特定建設作業の実施の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
  - 4 特定作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とすること。
  - 7 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。